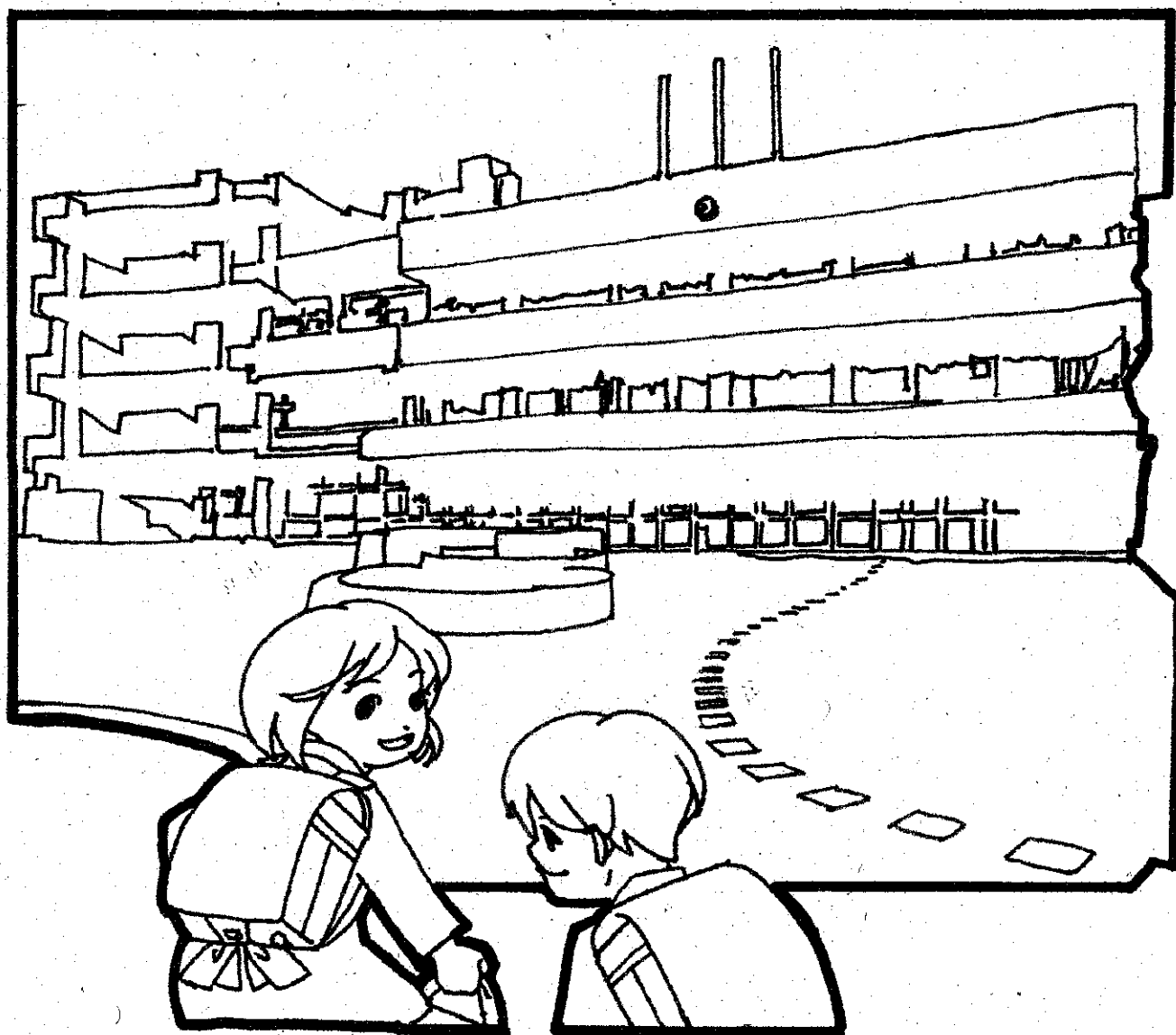


2026年

成瀬中央小学校 入学の手引き



町田市立成瀬中央小学校

町田市成瀬2-8

TEL 042-728-6020

入学の手引き 内容

本日の流れ	1
Ⅰ 基本的な生活習慣	2
Ⅱ 入学までにしておくこと、知っておくこと	3
Ⅲ 学用品の準備	4
Ⅳ 登下校のための安全について	7
Ⅴ 健康な学校生活をおくるために	10
Ⅵ 給食について	13
入学式のご案内	16
資料・2025年度生活時程	17
・災害共済給付制度のあらまし	18
・学校災害補償保険の概要	20
・学校徴収金(保護者負担額)について	22

本日の流れ

- 1 校長より
- 2 警察の方より
- 3 「入学の手引き」について
- 4 入学準備について「入学の手引き」(P.4～)
- 5 保健関係について「入学の手引き」(P.10～)
- 6 給食関係について「入学の手引き」(P.13～)

※入学説明会后、「通学コース申請書」を提出し、ご自身の下校コースのカラーゴムを受け取り、お持ち帰りください。

入学までに、配布された資料は、必ずお読みください。

今後、入学式の変更などについては、ホームページに掲載いたします。定期的に、本校のホームページをご確認ください。

I 基本的な生活習慣

1 名前を呼ばれたら、「はい」と返事ができるようにしましょう。

「山田さん」と姓で呼ばれても返事ができるようにしましょう。

2 挨拶ができるようにしましょう。

お・・・おはようございます

あ・・・ありがとうございます

し・・・しつれいします

す・・・すみません ごめんなさい

さ・・・さようなら

他にも、いってきます・ただいま・いただきます・ごちそうさまなど、挨拶は、豊かな心を育てます。

3 意思表示がはっきりできるようにしましょう。

「はい」と言えるだけでなく、「いいえ」も言えるようにしましょう。嫌なときは「やめて」と、みんなの中で自分の意思を言えるようにすることが大切です。

4 身の回りのことは自分でできるようにしましょう。

- ・自分のものと他人のものとの区別をつけましょう。
- ・ランドセルや机の中からの出し入れが一人でできるようにしましょう。
- ・一人で衣服の着脱ができるようにしましょう。ボタン、スナップ、ファスナーなどの着脱ができるようにしましょう。
- ・一人でトイレに行けるようにしましょう。毎朝、登校の前に排便をすることを習慣づけましょう。
- ・ハンカチ・ティッシュをいつも身につけ、手洗いの習慣をつけましょう。
- ・髪の毛が結べる長さの子は、自分で結べるようにしましょう。
- ・大きなけがにつながらないよう、爪を切りましょう。

5 必要なことは、先生にはっきりと言えるようにしましょう。

「先生、〇〇です。」「〇〇ができません。」というように、はっきりと話せるようにしましょう。

6 好き嫌いなく何でも食べられるように努めましょう。

- ・朝食を、しっかり食べて登校しましょう。

7 人の話を最後まで聞くことができるようにしましょう。

相手の方を向き、目を見て話を聞くことを習慣づけましょう。おうちの方も、お子さんの目を見ながら、話したり聞いたりしましょう。

8 良いこと、悪いことの区別をしっかりとつけられるようにしましょう。

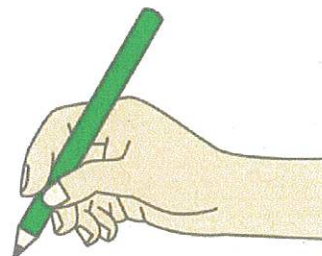
何かあったときは、その場でお子さんに分かるように注意しましょう。

II 入学までにしておくこと、知っておくこと

楽しく学校へ行き、友達と仲よく遊び、集団生活に慣れることが学習の第一歩です。

1 文字について

- ・正しい鉛筆の持ち方ができるように練習していただくと、入学後の読み書きの学習がスムーズです。
- ・自分の名前が読めるようにしましょう。靴箱・フック・ロッカーなどに名前シールが貼られます。



2 数について

10くらいまでの数を数えられるとスムーズです。

3 箸を正しく持てるようにしましょう。

鉛筆を正しく持つことにもつながります。

4 お手伝いをさせましょう。

おうちの人に褒めてもらえることが子供の自信につながります。

※できないことがあっても、焦らないようにしましょう。3月は、お子さんは期待と不安が入り交り、不安定になりやすい時期です。おうちの人焦りや心配がお子さんに影響を与えます。明るく、優しく接しましょう。

5 入学してから（変更になることもあります。新年度にご確認ください。）

- ・4月8日（水）は3時間授業です。9日（木）からは4時間授業になります。
- ・給食は13日（月）から始まる予定です。
- ・5月1日（金）から5時間授業になります。下校時刻の詳細は、学年便りなどでお知らせします。
- ・保護者会（低学年）は4月10日（金）14：20～の予定です。
- ・個人面談は4月13日、14日、16日、17日、21日、23日、全6回を予定しています。
- ・「まちとも」については、入学後に配布するプリントをご覧ください。

○学校でのお子さんの服装などについて

学校生活では、登校時の服装や髪形のまま学習し、休み時間は走ったり遊具をよじ登ったりぶら下がったりします。体育授業はもとより、給食配膳、当番活動、掃除、図工や家庭科でも刃物を使ったり調理をしたりもします。その時に、衣服や長い髪が引っかかったりしないか想像しながら、服装を選んだり髪を結んで登校いただくなどのご配慮をお願いいたします。

例えば、すその長いワイドパンツ、すそや袖口にひもが付いた服、フードの付いた服、首周りにひもの付いた服などは、引っかかって転倒するなど、事故の原因になりやすいです。学校には様々な方が出入りをします。ゲストティーチャー等をお呼びした際には子どもたちにマナーも指導します。ダメージタイプの穴開き服を避けるなどの配慮をお願いします。子ども自身が性的被害から自分を守ることを意識できるよう、肩口が開いた服など、露出の多いものはご遠慮ください。

また、子どもの頭皮や皮膚は防御機能が不十分なため弱く、髪をまとめるカチューシャやバレッタも、時として思わぬケガを引き起こす可能性があります。ヘアカラーやパーマ、お化粧品、マニキュアについても、頭皮や肌を作る細胞に負担がかかり、影響を与える可能性や、使い続けることによるアレルギー発症も心配です。

おしやれば保護者の目の届く範囲の家庭で過ごす休日のみでお願いします。

なお、頭髪については疾病等事情がある方は、ご相談ください。ご協力よろしくをお願いいたします。

Ⅲ 学用品の準備

1 学校で用意するもの（入学式の日に配ります。）

- (1) 教科書（無償給付）
- (2) 名札
- (3) ノート（こくご、さんすう、連絡帳、自由帳）
- (4) 連絡袋
- (5) 油性ペン（名前などを書くため）
- (6) 道具箱

中身：のり・クーピー

※持っている方もいると思いますが、使い方などを同じ物で指導させていただきたいので、一括購入します。

※その他必要なものは、入学後に担任がお知らせしますので、それまでお待ちください。

2 家庭で準備していただくもの

- (1) ランドセル（クロームブックを入れるので A4 サイズが入るもの。色は自由）
- (2) ふでばこ（箱形・柄はシンプルなもの・鉛筆削りが付いていないもの※付いていても外してきてください。）

(3) 下じき（A4 サイズ、できるだけ無地のプラスチック製）

(4) 消しゴム（白い四角いもの。ねり消しは使えません。）

(5) 鉛筆（2 B を 5 本、赤えんぴつ 1 本）

(6) 手さげ袋 2 つ（縦 30 cm × 横 40 cm くらい）

(7) 粘土 1 kg（ケース付き）

（使っていた物で構いません。）

(8) 粘土板（使っていた物で構いません。）

(9) 工作はさみ（キャップ付き）

(10) クレパス（ソフトケース入り、16 色太）

(11) 上ばき・上ばき袋（5 ページ参照）

(12) 体育着一式（5 ページ参照）

(13) 給食用ナフキン・ナフキン袋（5 ページ参照）

(14) 防災頭巾（6 ページ参照）



↑名札は、毎日自分でつけたりはずしたりします。
安全ピンの練習をして下さい。



手さげ袋は、持ち手を含めて高さ 45 cm 以内です。机にかけることもあります。床に付かないよう、持ち手の長さにお気をつけ下さい。

3 上ばき袋、体育着袋について

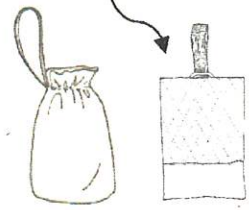
上履き袋…袋の口にひもを通した巾着型か、持ち手をDフックに通すもの
 体育着袋…袋の口にひもを通した巾着型

(布製の物が使いやすく、掛けておいても落ちにくいです。)

※防犯上、名前は内側に書いてください。

サイズ：上履き袋（縦 30 cm×横 20 cmくらい+ひも）

体育着袋（縦 35 cm×横 30 cmくらい+ひも）



4 給食用ナフキン、ナフキン袋について

給食用ナフキンは、1 辺が 40 cm前後の大きさのものを数枚用意し、毎日清潔なものを持たせてください。

(ナフキン袋は、巾着型がよいです。)



←ナフキン

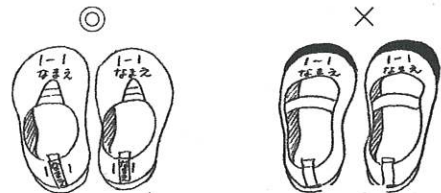


ナフキン袋→

5 上ばきについて（体育館ばきと共用）

教育シューズ

体育館で体育を行うときも使用するため、左の◎タイプの上ばきをご用意ください。図の場所にはっきりと学年・組・名前をお書きください。



ここにも学年、組、名前

6 体育着について(男女共用)

- ・白の半そで
- ・紺色の半ズボン
- ・紅白ぼうし（つばあり）
- ・体育着袋

- ・体育着は、襟の無い物でお願いします。
- ・半ズボンと紅白ぼうしにも忘れずに記名してください。



体育の防寒着について

体育で上着を着る場合は、長袖 T シャツかトレーナー(フードやチャック、ボタン、飾り、ポケットが付いていない)に限ります。

※そでやすそが広がっているものは避けてください。特に、そでについては運動に適した手首が出る長さをお願いします。

※体育用として体育着袋に入れてください。

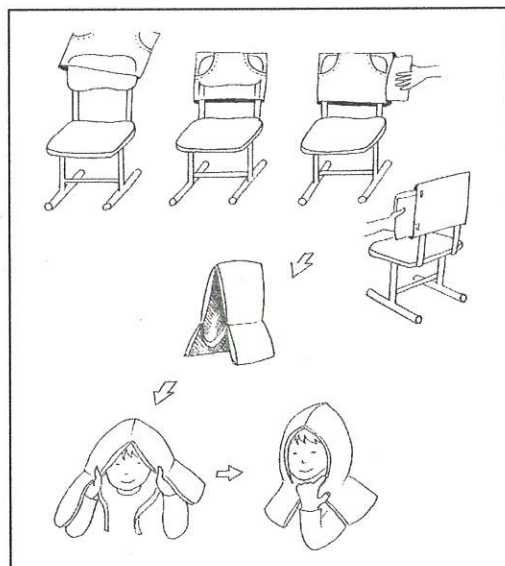
※タイツやレギンスは、体育の授業では着用しません。ハイソックスについては、動きやすいようひざ下までとなっています。

7 防災頭巾について

衛生面や姿勢を正しくすることから、背もたれ式をお願いします。

外の袋は布でも構いませんが、頭災頭巾自体は布ではなく、なるべく「**銀色の防火タイプ**」をお願いします。

- (1)ひと目でわかるように、学年、組、氏名を記入してください。
- (2)大切な命を守るために、**出し入れやかぶり方の練習**をしておいてください。



お願い

- (1)持ち物には、すべてひらがなで記名してください。(フルネームでお願いします。)
- (2)学用品は、できるだけシンプルなものにしてください。学校に必要なものは持たせないでください。
- (3)学用品の記名の際は、組は入学式後にご記入ください。
- (4)入学が近づくと、学用品メーカーや出版社などが、あたかも学校の推せんを受けているかのような口調でセールスに行くかもしれませんが、学校は一切関知しておりませんので、ご承知おきください。

IV 登下校のための安全について

- 1 登校時間は、午前8時から8時10分までです。8時に昇降口が開くので、8時10分までには教室に入るよう登校させてください。
- 2 登下校のための「通学路」が決まっています。(次ページ参照)
- 3 入学前にお子さんと一緒に「通学路」を歩いてみてください。
- 4 できるだけ、近所のお子さんと誘い合って登校すると安心です。
- 5 余裕をもって登校できるように家から送り出してください。
- 6 横断するときは左右をよく確認し、手をあげてわたる習慣をつけてください。
- 7 寄り道をしたり、よその家のインターフォンなどにいたずらをしたりしないように話しておいてください。
- 8 4月～5月の小学生の事故の多くは新1年生です。ご注意ください。

(1)通学路別カラーゴムをランドセルの左につけてください。

(通学路別色カラーゴムは、入学説明会でお渡しします。卒業まで付けておいてください。)

(2)入学当初は集団下校をします。(3日間程度)

(3)学童の児童は毎日、その日に学童に行くか行かないかを本人が分かるようにしてください。

通学路の注意

(P.8 通学路地図の①から④をご参照ください)

- ① 「成瀬コミュニティセンター前」から「成瀬台入口」の交差点に向かう道の押しボタン式の信号は、使用しないようご注意ください。パン屋さんの前の信号を使用してください。
押しボタン式の信号で、車の渋滞の原因になる、赤に変わっても車が停止しない、また、渋滞の車列を通り抜けようとする等の事例があったためです。
- ② 「観性寺前」のバス停から学校へ向かう②の道は使用せず、一本北側の紫コースの道を使用してください。車の抜け道となっており危険なためです。
②の通り沿いの方は、安全に気をつけて使用してください。
- ③ 学校の南西、坂道の頂上にある横断歩道は、登下校時に使用しないようにお願いします
赤コースの体育館脇の横断歩道か、青コースの天台公園南の横断歩道を使用してください。
北からも南からも坂道の頂上になるため、車から児童が把握しづらく、過去に交通事故が多発したためです。
- ④ 「成瀬コミュニティセンター前」交差点は、交通量が多いため、登下校では使用していません。
赤コースの、パン屋さんの前の信号を使用してください。
地図の左側、西成瀬1丁目、西成瀬2丁目にお住まいの児童は、赤コースで登下校します。

V 健康な学校生活をおくるために

1 健康な学校生活のために

- (1) 就学時健康診断で指摘されたむし歯や病気については、入学までに治療及び検査を済ませましょう。
- (2) 未接種の予防接種がありましたら、主治医に相談の上、なるべく早めに受けましょう。
- (3) 持病がある場合は、学校にお知らせください。心臓・腎臓の病気、てんかん、喘息、食物アレルギー等があり、学校生活や給食に配慮が必要な場合は、「管理指導表(医師が記入するもの)」を提出していただきます。※入学前に受診予定がある場合は、「管理指導表」用紙をお渡ししますのでお申し出ください。
- (4) お子さんの体質や病気の既往、予防接種歴は、健康調査票にご記入ください。
- (5) 登校前の健康観察を確実にお願いします。発熱や腹痛がある、元気がない、食欲がない等、調子がよくないと思われる時は無理をさせず、ご家庭で休養させてください。
- (6) 欠席の連絡はtetoruにご入力ください。欠席理由は「体調不良」のみではなく、欠席理由となる症状を詳しくお知らせください。

2 定期健康診断・身体計測

学校保健安全法に基づき、毎年4月から6月にかけて健康診断、9月と1月には身体計測を行います。健康診断の結果、専門医に詳しくみていただく必要がある場合は、「結果のお知らせ」をお渡しします。お早めに受診し、診断結果を提出してください。

3 学校での病気やけがについて

(1) 登校後、体調が悪くなった場合

- ① 軽度の場合は、1時間を目安に休養して経過をみます。回復しない場合は、保護者の方へ連絡しますので、保健室まで迎えに来てください。(児童一人で下校させることはできません。)
- ② 衣服を汚してしまった時、学校に備えている衣服に着替えることがあります。下着のみ新品に着替えますので、同じサイズの新しい下着をお返しく下さい。その他は、ご家庭で洗濯後にお返しく下さい。

(2) 学校でけがをした場合

- ① 保健室では、学校で起きた、その日のけがの応急処置を行います。以後の手当では、ご家庭でお願いします。下校後に医療機関を受診した場合は、学校までお知らせください。
- ② 緊急対応の場合は、すぐに保護者の方に電話連絡します。保護者の方に連絡が取れない場合は、学校医の指示や学校の判断で医療機関に搬送、または救急車を要請します。
 - ◎ 病院受診の際は、個人情報関係や、検査、治療の内容により保護者の承諾を要するため、保険証持参の上、学校または、医療機関へお越しく下さい。

(3) 「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」および「学校災害補償保険」について

① 「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」

学校管理下(登下校中を含む)でけがをして受診した場合の医療費(保険点数 500 点以上:3 割負担で 1,500 円以上)について、給付の申請ができます。給付の可否については、日本スポーツ振興センターが決定します。給付対象や申請期間が定められています。詳細は P.18、19 をご覧ください。申請に必要な用紙は、保健室にありますのでお申し出ください。

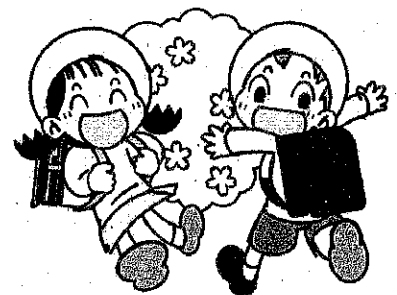
4 重要書類提出のお願い

本日配布の黄色い封筒の「児童指導票」・「保健関係書類」に記入をお願いします。
同封の書類は、ご家庭への連絡の他、健康診断や健康管理に必要な書類です。お時間のある時に書き進めていただきご提出ください。

◎提出日 4月8日(水) 黄色封筒表面と各書類にクラスと出席番号、お名前をご記入の上、お子さんに持たせてください。
教室で、封筒に入れたまま回収します。

小学校入学は、お子さんにとって、大きな環境変化になります。お子さんが、小学校入学を楽しみに迎えられるよう、入学準備や生活習慣を整えましょう。

これから先の長い学校生活で基本となるのは「健康」です。お子さんが心と体を大切に、より健康に生きていく力を育てられるよう、学校保健に関するご協力をお願いいたします。



VI 給食について

1 学校給食の役割



(1) 適切な栄養の摂取による健康増進を図る。

(2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むための判断力を
培い、望ましい食習慣を養う。

(3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性と協同の精神を養う。



(4) 食生活が自然の恩恵によって成り立つことを理解し
生命を尊重して自然環境を大切にする態度を養う。

(5) 食生活がさまざまな人の活動に支えられていることを理解し、勤労を重んずる態度を養う。

(6) わが国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。

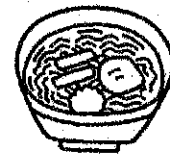
(7) 食料の生産、流通、消費について正しい理解に導く。

2 給食の献立

(1) 週5回の給食のうち、ご飯は3～4回となっています。詳しい献立は毎月の給食だよりでお知らせします。給食室では添加物や化学調味料はできるだけ使用せず、作っています。

主食

ご飯、パン、めん類など



主菜

肉、魚類の焼きもの、揚げ物、煮物など

副菜

和え物、炒め物、サラダ、汁物など

牛乳

ほとんど毎日です。
献立の内容により発酵乳やジュースがでることもあります。



デザート

果物、ゼリー、ケーキなど ※献立の内容により、つかないこともあります。

3 給食費について

町田市では、2025年1月から、第一子を含めて給食費完全無償化となりました。

4 食物アレルギーの対応について

給食の安全のために食物アレルギーのある児童、ない児童ともに「**食物アレルギー対応申出書**」を必ず全員提出していただきます。(就学健診時に提出済み)

食物アレルギーのある児童の給食室でのアレルギー対応は、**学校生活管理指導表**(診断書のようなもので必要な方のみ配布)の提出と学校での面談が必須です。対応は詳細な献立の配布や除去食などがあります。アレルギー対応は**医師の指示(学校生活管理指導表)**に基づいて行います。

アレルギー対応が必要な方は、手続き等もごさいますので**2月中**には申し出てください。

また、学校給食での食物アレルギー対応を希望しない方でも、調理実習などの食物・食材を扱う授業や宿泊を伴う校外学習等において、食物アレルギー対応が必要な場合があります。

2023年10月の食物アレルギー対応の手引き改訂に伴い、町田市では、エピペン®の処方がある場合やアナフィラキシー症状の経験がある場合には、原則毎年、学校生活管理指導表の提出が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

5 給食白衣・給食セットについて

- (1) 白衣は学校で用意します。当番になった週の金曜日に持ち帰りますので洗濯とアイロンがけをお願いします。(殺菌の役目もしています。)翌週の月曜日に持たせてください。
- (2) 白衣のボタンがとれている、ゴムがのびている等ありましたらご家庭で補修をお願いします。
- (3) 毎日の給食セットの準備をお願いします。

ナフキン袋

給食用のナフキン
マスク

毎日取り替えます。

6 給食における感染症等の対策

- (1) 給食前に手洗いをしっかりと行います。
- (2) 配膳中は、全員マスクを着用します。
- (3) 給食当番は、白衣・マスクを着用します。

7 給食が始まるまでに気を付けていただきたいこと

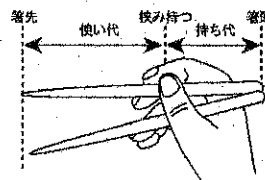
(1) いろいろな食品を食べましょう

普段食べていない食品に対し、抵抗感をもつ人が多いです。また、給食で初めて食べたものがアレルギー食品だったという場合もあります。給食が始まるまでに食べたことがない食品がなるべく少なくなるようにご家庭でいろいろな食品を取り入れた食事作りをしていただきたいと思います。苦手な食品もまずは一口食べてみようと呼かけをしてみてください。

好き嫌いとうアレルギーとの判別はしておいてください。

(2) 基本的な食事のマナーを身につけましょう

食事の姿勢保持ができなかったり、肘をつきながら食べたりする児童を時々見かけます。楽しく気持ちよく食事ができるように、ご家庭でも食事のマナーについてお話をお願いします。また、箸や食器を正しく持てるように練習をしてください。



(3)時間を見ながら食べる習慣をつけましょう

給食時間は準備や片付けの時間も含め、40分程度です。実際、食べられる時間は20分程度です。最初は給食の配膳にも時間がかかります。時間内に食べ終わることができるように、今から時計を見ながら食べる習慣を身に付ける練習をお願いします。ご家庭でも「ご飯を盛る」「食器を運ぶ」などの食事のしたくのお手伝いをして、給食当番活動に慣れるようにしてください。

(4)朝食をしっかり食べましょう

1年生の活動は午前中が中心です。朝食は「今日も一日がんばるぞ!」という活力を与えます。早寝早起きのリズムと、朝食をしっかり食べる習慣をぜひ身に付けさせてください。

1年生の給食開始は4月13日(月)の予定です。

給食について何か不安な点がありましたら 栄養士までお申し出ください。

2026年1月吉日

新入生保護者の皆様

町田市立成瀬中央小学校
校長 渡辺 利江子

入学式のご案内

春を感じるには遠い寒さのこの頃ですが、皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、お子さんが、義務教育の始まりである小学校の入学式を迎えることとなりました。これまでのご養育のご苦勞に敬意を表すとともに、お子さんの健やかな毎日を共につづいていくこととお約束いたします。

つきましては、2026年度入学式を下記のとおり、感染症対策を講じながら行います。お子さんの希望にあふれる晴れの姿をご覧いただくために、ご理解・ご協力の上ご列席のご案内とさせていただきます。

記

1 日時 2026年4月7日(火)

(1)受付 12時45分から13時00分【厳守】

※受付場所は**校舎昇降口**になります。児童は受付後、教員と教室で準備をします。

(2)開式 13時15分から

※児童入場はこれより前に行います。

2 会場 町田市立成瀬中央小学校 体育館

3 持ち物

児童 … ランドセル・ハンカチ・上履き・上履き入れ(当日、置いて帰ります。)

保護者 … 就学通知書・上履き・靴を入れるための袋

(保護者の下足箱のご用意はございません。ご協力お願いいたします。)

4 その他

(1) 入学式に参加できるのは、**1家庭あたり2名までの保護者**となっております。**在校生等兄弟姉妹の列席はできません。**

(2) 体調がすぐれない場合は、来校をご遠慮ください。**欠席の場合は、11時まで**に学校へお電話ください。

(3) 入学式終了後、体育館での記念撮影、教室での説明などがあります。すべての終了は、14時30分頃を予定しております。

(4) 入学式看板は11時30分から16時まで設置しております。

2025年度生活時程表

町田市立成瀬中央小学校

	曜日	月	火	水	木	金	午前授業 給食なし
8:00	児童登校・玄関解錠						
8:10							
8:20	全校朝会 朝読書	学級の時間			児童集会		学級指導
8:30		学級指導					8:25
8:35	1校時						1校時
9:20							9:10
5分	休憩						5分
9:25	2校時						9:15
10:10							2校時
20分	中休み(10:30予鈴)						10:00
10:35	3校時						中休み (10:15予鈴)
11:20							10:20
5分	休憩						3校時
11:25	4校時						11:05
12:10							5分
12:50	給食						11:10
15分	昼休み		清掃	昼休み		清掃	4校時
15分	準備		昼休み	準備		昼休み	11:55
5分	13:10 5校時		準備	13:10 5校時		準備	帰りの会
13:25	13:55 帰りの会(10分)		5校時	13:55 帰りの会		5校時	11:55
14:10	14:05	14:05 委員会 (6校時)	休憩	休憩		休憩	14:00
5分	14:15 クラブ (6校時)		6校時	6校時		6校時	6校時
15:00	15:05		帰りの会	帰りの会		帰りの会	14:45
							帰りの会

下 校 時 刻	午前授業	12:05				
	4時間授業	13:05				
	5時間授業	14:05	14:20	14:05	14:20	14:05
	6時間授業	15:15	15:00委	15:10	15:10	14:55

独立行政法人日本スポーツ振興センター
「災害共済給付制度」のあらまし
町田市教育委員会

町田市教育委員会では、小・中学校の子どもたちが学校管理下で事故にあい、負傷したり、不幸にして亡くなられた場合、医療費・障害見舞金・死亡見舞金などが支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

この災害共済給付制度は、国・学校設置者（市）・保護者の三者による互助共済制度で、町田市では保護者の方々に負担をかけないよう、市が掛金を支払い全員の加入手続きを行っています。特に申し出がない場合は、加入について御同意をいただいたものとさせていただきます。

皆様方へのこの給付制度へのご理解とご協力をお願いし、以下あらましをお知らせします。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下（各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学中を含む。）における、児童生徒の負傷（骨折、打撲、やけどなど）、疾病（熱中症、異物の飲み込み、漆等による皮膚炎など）に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した医療費総額が、5,000円（500点）以上のもの	医療費 ・療養に要した医療費総額の4/10
疾 病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した医療費総額が、5,000円（500点）以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの （給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水 ・熱中症・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病等）	療養に要した費用（健康保険の自己負担分・医療費総額の3/10）＋療養に伴って要した費用（医療費総額の1/10） ・高額療養費の対象となる場合 自己負担額（所得区分により限度額が定められている。） ＋療養に伴って要した費用（医療費総額の1/10） ・入院時食事医療費の標準負担額がある場合 入院時食事医療費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区別される）	障害見舞金 4,000万円（第1級）～88万円（第14級） 〔通学中の災害の場合は2,000万円～44万円〕
死 亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	突 然 死	運動などの行為に起因する突然死
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
		死亡見舞金 1,500万円〔通学中の場合も同額〕

【給付基準】

- (1) 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、**初診から最長10年間**行われます。
- (2) 上表の「療養に要した医療費総額」とは、健康保険診療でいう10割分のことで、「5,000円（500点）以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（調剤薬局での支払いや、数ヶ月にわたった場合の治療費の合計）が5,000円（500点）以上のものをいいます。
- (3) 給付を受ける権利は、その**給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。例えば医療費については、病院等を受診した月から2年以内に請求しないと月ごとに時効となります。**
- (4) 医療費の支給範囲は、健康保険各法の規定による医療給付の範囲を基準にすることとされています。**保険外診療に当たる医療費、差額ベッド代、文書料、交通費、選定療養費等は給付の対象となりません**のでご注意ください。

学校の管理下とは

災害共済給付の対象となる「学校の管理下」は、次の場合とされています。

- ① 授業中
- ② 学校の教育課程に基づく特別活動中(児童生徒活動・クラブ活動・儀式・遠足・修学旅行など)
- ③ 学校の教育計画に基づく課外指導中(移動教室・部活動・夏休み水泳指導・学校行事など)
- ④ 休憩時間中
- ⑤ 通学中(学校の指定した通学路をいつもの方法で通学する場合)

給付の対象とならない場合

交通事故、飼い犬にかまれた等の第三者行為による場合は、原則として医療費全額を加害者が負担することになっていますので、給付の対象となりません。

(第三者行為で病院にかかる場合は、加入している健康保険の担当者にご相談ください。)

学童保育に通っている児童

「学校から学童保育クラブ」・「学童保育クラブから自宅」までの災害は、通常の経路・時間帯であれば通学中として扱われますが、学童保育滞在中(保育中)は対象外です。

要保護世帯の児童生徒の給付金

要保護世帯の児童生徒は生活保護法による医療扶助が受けられるため、災害共済給付の医療費は給付されません。生活援護課で手続きをしてから医療機関にかかるようにしてください。

ただし、障害見舞金、死亡見舞金については、給付対象となります。

給付金の請求と支払い

児童生徒が給付対象となる災害を受けた時は、療養点数や内容を記入する用紙「医療等の状況」等を学校から受け取り、その用紙に治療終了時(長期にわたるときは月ごと)に医療機関から必要事項の証明を受け、給付金受取先口座を記入した「振込依頼書」を添付して学校へ提出してください。
医療機関によっては、「医療等の状況」等の証明にあたって文書料(保護者負担)が発生する場合がありますので、必ず事前に確認のうえ受診してください。

「医療等の状況」等の申請書類は、学校から市教育委員会を経由し、センターに提出されて審査を経て給付決定(または不備決定・不支給決定)を受けることになります。給付金のお支払は「振込依頼書」に記載いただいた保護者口座へ町田市(町田市会計管理者名義)から振込となります。学校へ用紙を提出されてから給付金をお受取りになるまでの期間は、通常3ヶ月程度です。

なお、審査で不備となった場合は、申請書類はいったん返却され、確認や書類修正のうえ再度申請が必要です。医療機関に確認いただく等、お手数をおかけすることもあるかもしれませんが、あらかじめご了承ください。

親・子等の医療助成制度の利用について

学校管理下で発生した負傷・疾病の医療費総額が5,000円(500点)以上であれば、健康保険の自己負担分+加算分を災害共済給付制度から給付を受けることができるため、**親・子**医療制度よりも災害共済給付制度が優先となりますので医療証を使用せず受診し、災害共済給付の申請をしてください。**親・子**医療制度と災害共済給付制度から重複して給付を受けた場合、重複分を返還していただく必要がありますのでご注意ください。)

学校管理下の負傷等と認められなかったり、医療費総額が5,000円(500点)未満だった場合等、災害共済給付の対象とならなかった場合は、**親・子**医療制度からの支給を申請することで医療証による助成分を事後に受け取ることができます。(都外の医療機関を受診したときと同様の手続き)

※**親・子**医療制度の事後給付手続き先：町田市役所子ども総務課(TEL 042-724-2139)

給付決定に関する不服審査請求について

給付決定に対して不服がある場合は、決定を知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、センターに対して不服審査請求ができます。

その他

この「あらし」は概要をお知らせするものです。給付については、個々の請求ごとにセンターの審査により決定されます。詳細については、センターのホームページをご覧ください。

※日本スポーツ振興センター「学校安全Web」 <https://www.ipnsport.go.jp/anzen/>

「全国市長会」 学校災害補償保険の概要

町田市教育委員会
2023年1月改訂

町田市教育委員会では、小・中学校の子どもたちの学校管理下での負傷等に対する医療費等が支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。さらに保護者の皆様の負担を減らすため、日本スポーツ振興センターの上乗せの保険となる「全国市長会」学校災害補償保険に加入しています。

学校災害補償保険は、全国市長会が保険契約者となり、加入を希望する市をとりまとめ一括して保険会社と契約を結び、市が掛金を負担し、全員の加入手続きをしています。

なお、これは概要をお知らせするチラシです。すべての保険内容が掲載されているわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

◎補償保険の対象となる災害

学校の管理下(日本スポーツ振興センターの規定に準拠)にある者(児童生徒の他、第三者を含む)について急激かつ偶然な外来の事故により死亡や傷害の事故が発生した場合において、保険金が支払われます。補償保険金は日本スポーツ振興センターの給付金と併給されます。

※第三者は保護者や住民等をいいます。

◎日本スポーツ振興センターとの違い

日本スポーツ振興センターの場合は、医療費が5000円(500点)以上のものが対象ですが、学校災害補償保険は、医療費の額にかかわらず事故の日から180日以内の入院(1日以上のもの)が対象となります。

※通院のみでは対象となりません。

◎保険期間

毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までの1年間です。年度ごとに契約の更新を行うため、事故の発生した年度の契約内容に基づいた補償となります。(今後、契約内容の変更があった場合下記の保険金額が変更となる場合があります。)

◎補償保険の保険金額

(1)死亡補償保険金額 100万円

事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額の全額が支払われます。

(2)後遺障害補償保険金額 4～100万円

事故の日から180日以内に後遺障害を生じた場合、その程度により死亡補償保険金額の4～100%の保険金額が支払われます。

(3)入院補償保険金額

入院日数に応じて1～5万円が支払われます。(事故の日から180日を経過するまでの間に入院)

<入院補償保険金の保険金額>

入院補償保険金	
入院日数	保険金額
1日～15日	10,000円
16日～30日	20,000円
31日～60日	30,000円
61日～90日	40,000円
91日以上	50,000円

※事故発生から180日以内に入院した日数が対象となります。

※保険金額は1日あたりの額ではありません。(例:入院日数が1日の場合でも15日の場合でも支払われる保険金額は10,000円です。)

※原因事故が複数ある場合でも同一日の入院はいずれかの事故の入院日数として計算します。(同じ日について重複支払はありません)

◎補償保険の対象とならない場合

故意・病気・地震・変乱暴動などによる事故は対象になりません。
また、継続的に負荷がかかり発症した傷病は対象になりません。

◎学童保育に通っている児童

学校から学童まで、学童から自宅までは対象になりますが、保育中は対象外です。

◎要保護世帯・マル子・マル親・自由診療の場合

対象となります。

◎保険金の請求と支払

学校管理下の事故で入院したときは学校に申し出てください。学校から必要書類をお渡します。
記入していただく書類は以下の3点です。

「保険金請求書」・「入院通院申告書」・「同意書」

「入院通院申告書」には入院日・医療機関名等の記入が必要になります。

入院が終了後(または事故から180日経過後)にご記入のうえ、学校へ提出してください。

※書類の提出によって保険金の支払が確定するということではありません。

※保険会社から、医師の診断書の提出を求められる場合があります。(その際の文書料は保護者負担となります)

※保険金の支払は「保険金請求書」に記入していただいた口座に損害保険ジャパン株式会社から

振込となります。書類の提出から保険金支払まで3ヶ月程度期間をいただきます。

学校徴収金(保護者負担額)について

○主要な年間負担額、スケジュール (2024年度実績のため、2026年度負担額の目安としてください。)

(単位:円)

学年	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額
小学1年生											一般的な教材等	14,518
	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額
							一般的な教材等	2,946			一般的な教材等	2,070

※一般的な教材等:教材、日帰り校外学習

※上記の費用のほか、各家庭の状況により購入するものとして、絵具セット、鍵盤ハーモニカ、水着類があります。

